

公務上死亡災害の発生状況

(令和4年度認定分)

令和6年2月

地方公務員災害補償基金

ま　え　が　き

この報告書は、令和4年度に認定された地方公務員等の公務災害のうち、公務上の災害による死亡事案について、その発生状況を調査、集計したものです。

令和4年度に公務上の災害として認定された件数は29, 662件で、このうち死亡事案に係るものは35件（人）でした。なお、当該死亡事案に係るもの件数は、この調査が開始された昭和48年度から52年度まで及び昭和55年度においては、100件（人）を超えていましたが、それ以降は概ね減少傾向にあり、東日本大震災による死亡事案を除けば、近年では30～40件（人）前後で推移している状況です。

この報告書が、今後の公務災害防止に向けた取り組みにおいて活用され、少しでも公務災害の減少に結びつくとともに、執務の参考となれば幸いです。

なお、調査に当たり御協力いただいた地方公務員災害補償基金各支部等の関係各位に対し、厚く御礼を申し上げます。

令和6年2月

地方公務員災害補償基金
理事長 佐藤 啓太郎

目 次

第1 公務上死亡災害発生状況の概要	3
1 概要	5
2 地方公共団体の区分別公務上死亡者数の状況	7
3 職員区分別公務上死亡者数の状況	8
4 年齢階層別公務上死亡者数の状況	10
5 事故の型別公務上死亡者数の状況	11
6 起因物別公務上死亡者数の状況	13
7 認定事由別公務上死亡者数の状況	15
8 交通事故による公務上死亡災害の状況	18
9 特殊公務災害に該当した公務上死亡災害の状況	20
第2 公務上死亡災害発生事例	21
1 交通事故による死亡事例	24
2 その他の死亡事例	25
(1) 過重労働による被災	25
(2) 石綿ばく露による被災	27
(3) その他の被災	28
第3 統計表	31
分類項目区分	43

第1 公務上死亡災害発生状況の概要

第1 公務上死亡災害発生状況の概要

1 概要

本調査は、令和4年度中に公務上の災害と認定された死亡事案を対象として実施したものである。

調査は公務災害のみを対象としており通勤災害は含まないが、通勤途上の交通事故等による死亡事案であっても、公務災害として認定されたものは調査対象としている。

調査の結果、令和4年度認定分の公務上死亡者数は35人で、性別では、男性32人、女性3人であった。

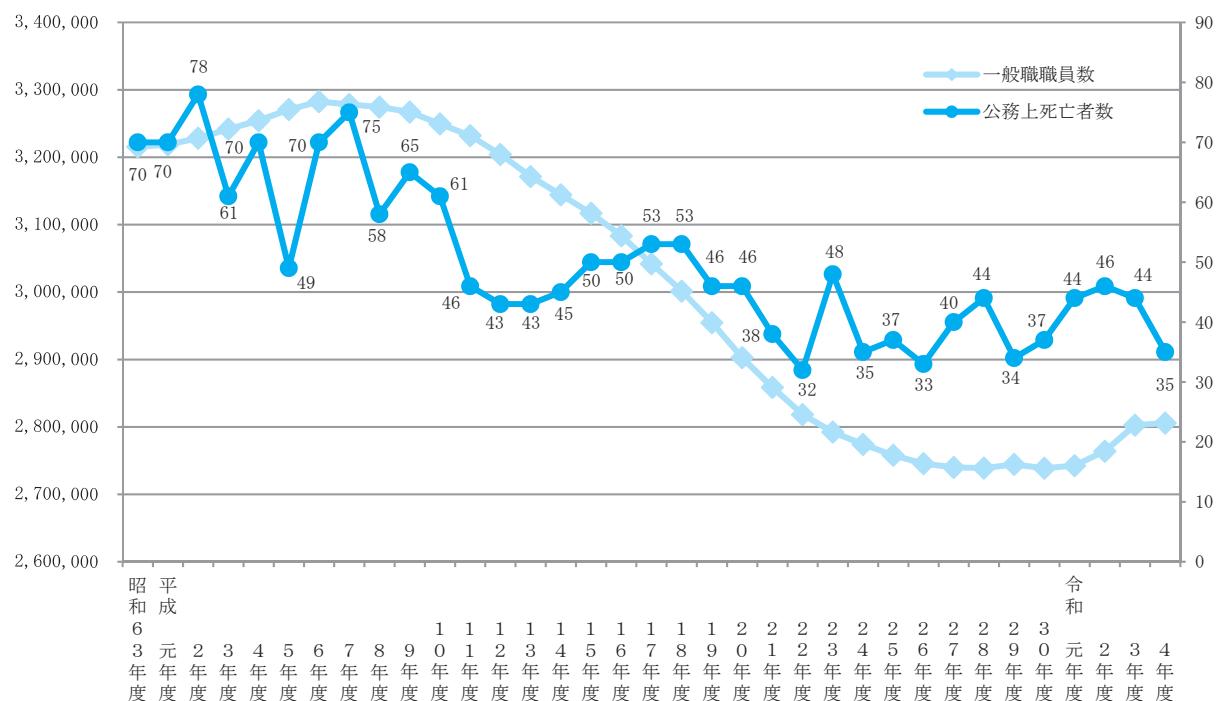
東日本大震災に起因する死亡者数を除けば、平成24年度以降は30～40人前後で推移している。

表1 男女別公務上死亡者数の推移（過去10年間）(人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
男	33(1)	31(2)	37(1)	42(1)	29(1)	34(0)	43(0)	42(0)	44(0)	32(0)
女	4(0)	2(0)	3(0)	2(0)	5(0)	3(0)	1(0)	4(0)	0(0)	3(0)
計	37(1)	33(2)	40(1)	44(1)	34(1)	37(0)	44(0)	46(0)	44(0)	35(0)

(注) カッコ内の数字は、東日本大震災に起因する公務上死亡者数（外数）である。

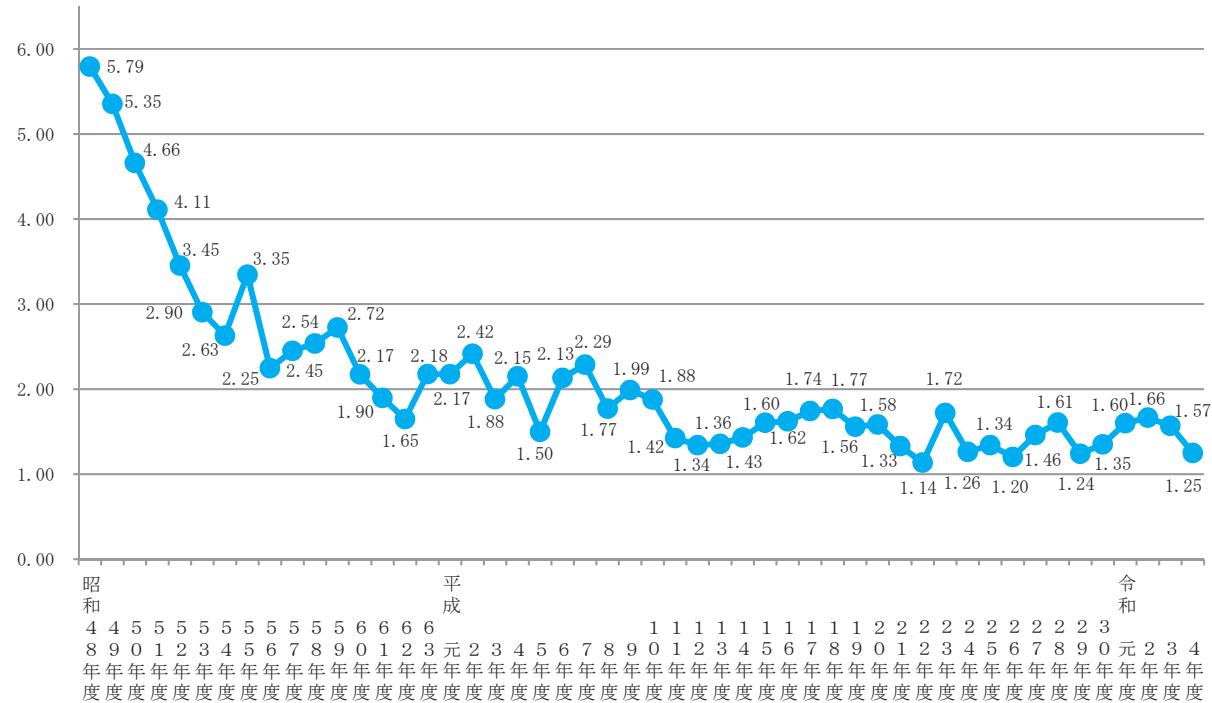
図1 一般職員数及び公務上死亡者数の推移(人)



職員 10 万人当たりの公務災害死亡率は、昭和 48 年度には 5.79 人であったが年々低下を続け、その後若干の増減はあるものの平成 8 年度以降は 1 人台で推移している。

(第 3 統計表 第 1 表「公務上死亡災害発生状況の推移」参照)

図 2 公務上死者数 10 万人率の推移 (人)



2 地方公共団体の区別公務上死亡者数の状況

令和4年度認定分の公務上死亡者数を地方公共団体の区別にみると、「都道府県」が15人(42.9%)で全体の約半数を占め最も多く、次いで「指定都市」8人(22.9%)などの順となっている。

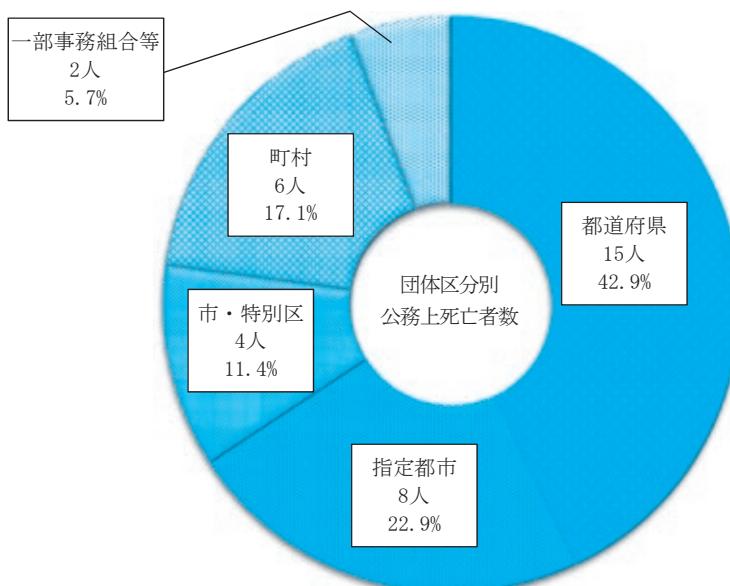
(第3 統計表 第2表「支部別・団体区別公務上死亡者数」参照)

表2 団体区別公務上死亡者数 (人)

区分	対象団体数	公務上死亡者数
都道府県	47	15
指定都市	20	8
市・特別区	795	4
町村	926	6
一部事務組合等	1,466	2
合計	3,254	35

(注) 対象団体数は、総務省「市町村数の推移表(詳細版)」等による。

図3 団体区別公務上死亡者数割合



(注) 図表中における構成比の数値は、四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。以下の図表中において同じ。

表3 団体区別公務上死亡者数の推移(過去5年間) (人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
都道府県	16	25	14	24	15
指定都市	2	5	7	2	8
市・特別区	7	7	14	10	4
町村	2	4	7	4	6
一部事務組合等	10	3	4	4	2
合計	37	44	46	44	35

3 職員区分別公務上死者数の状況

令和4年度認定分の公務上死者数を職員区分別（職員区分の説明等については、45ページ参照）にみると、「その他の職員」の12人（34.3%）が最も多く、次いで「義務教育学校職員」の7人（20.0%）、「警察職員」の5人（14.3%）などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「電気・ガス・水道事業職員」が1人増となっているほかは同数又は減少している。

表4 職員区分別公務上死者数の推移（過去5年間） (人)

職員区分	認定年度 平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和4年度		
						前年度増減	構成比
義務教育学校職員	3	6	6	7	7	-	20.0%
義務教育学校職員以外の教育職員	2	9	3	4	4	-	11.4%
警察職員	9	4	6	8	5	▲3	14.3%
消防職員	10	4	8	6	3	▲3	8.6%
電気・ガス・水道事業職員	2	3	-	2	3	1	8.6%
運輸事業職員	1	3	-	-	-	-	-
清掃事業職員	2	-	2	3	1	▲2	2.9%
船員	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員	8	15	21	14	12	▲2	34.3%
合計	37	44	46	44	35	▲9	100.0%

公務上死者35人の死亡原因を傷病区別にみると、「疾病による死亡」の25人（71.4%）が最も多く、「負傷による死亡」は10人（28.6%）、「公務上の負傷又は疾病によらない死亡（以下「その他の死亡」という。）」は0人であった。

図4 傷病区別公務上死者数割合

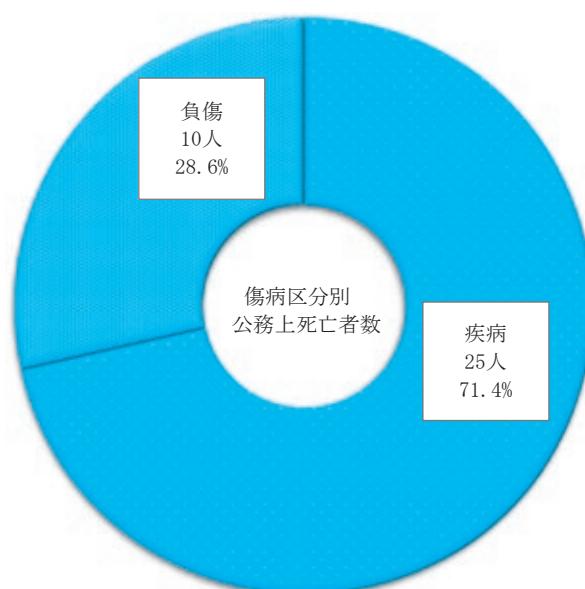


表5 職員区分別・傷病区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分	傷病区分	負傷		疾病		その他の死亡		合計	
		構成比		構成比		構成比		構成比	
義務教育学校職員	1	10.0%	6	24.0%	-	-	-	7	20.0%
義務教育学校職員以外の教育職員	-	-	4	16.0%	-	-	-	4	11.4%
警察職員	3	30.0%	2	8.0%	-	-	-	5	14.3%
消防職員	1	10.0%	2	8.0%	-	-	-	3	8.6%
電気・ガス・水道事業職員	1	10.0%	2	8.0%	-	-	-	3	8.6%
運輸事業職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員	-	-	1	4.0%	-	-	-	1	2.9%
船員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員	4	40.0%	8	32.0%	-	-	-	12	34.3%
合計	10	100.0%	25	100.0%	-	-	-	35	100.0%

「負傷」による公務上死亡者10人の職員区分の内訳をみると、「その他の職員」の4人(40.0%)が最も多く、次いで「警察職員」の3人(30.0%)、「義務教育学校職員」、「消防職員」及び「電気・ガス・水道事業職員」のそれぞれ1人(10.0%)の順であった。

次に、「疾病」による公務上死亡者25人の職員区分の内訳をみると、「その他の職員」の8人(32.0%)が最も多く、次いで「義務教育学校職員」の6人(24.0%)、「義務教育学校職員以外の教育職員」の4人(16.0%)、「警察職員」、「消防職員」及び「電気・ガス・水道事業職員」のそれぞれ2人(8.0%)、「清掃事業職員」の1人(4.0%)の順であった。

なお、「その他の死亡」は0人であった。

(第3 統計表 第7表「認定事由別・職員区分別公務上死亡者数」参照)

4 年齢階層別公務上死者数の状況

令和4年度認定分の公務上死者数を災害発生時の年齢階層別にみると、50歳台が14人（40.0%）で最も多く、次いで30歳台、40歳台及び60歳以上がそれぞれ6人（17.1%）、20歳台が3人（8.6%）となっており、19歳以下は0人であった。

表6 年齢階層別・傷病区分別公務上死者数 (人)

年齢階層	傷病区分	負傷		疾病		その他の死亡		合計	
		構成比		構成比		構成比		構成比	
19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29歳	1	10.0%	2	8.0%	-	-	3	8.6%	
30～39歳	5	50.0%	1	4.0%	-	-	6	17.1%	
40～49歳	1	10.0%	5	20.0%	-	-	6	17.1%	
50～59歳	3	30.0%	11	44.0%	-	-	14	40.0%	
60歳以上	-	-	6	24.0%	-	-	6	17.1%	
合 計	10	100.0%	25	100.0%	-	-	35	100.0%	

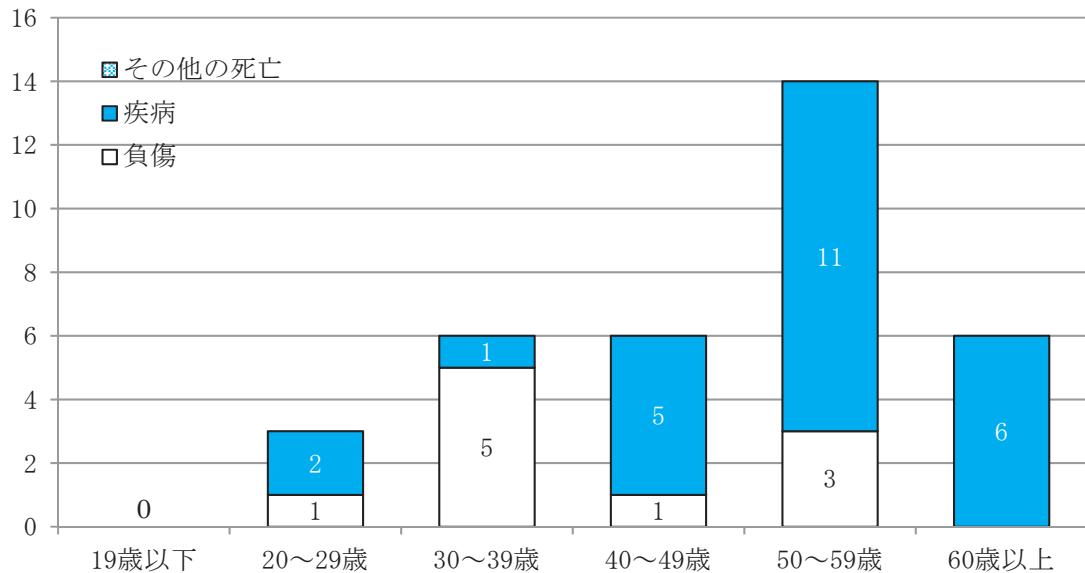
死亡原因を年齢階層別にみると、「負傷による死亡」では、30歳台の5人（50.0%）が最も多く、次いで50歳台の3人（30.0%）、20歳台及び40歳台のそれぞれ1人（10.0%）の順であった。

次に、「疾病による死亡」では、50歳台の11人（44.0%）が最も多く、次いで60歳以上の6人（24.0%）、40歳台の5人（20.0%）、20歳台の2人（8.0%）、30歳台の1人（4.0%）の順であった。

なお、「その他の死亡」は0人であった。

(第3 統計表 第4表「年齢階層別・職員区分別公務上死者数」参照)

図5 年齢階層別・傷病区分別公務上死者数 (人)



5 事故の型別公務上死亡者数の状況

令和4年度認定分の公務上死亡者数を事故の型別（事故の型の説明等については、45～46ページを参照）にみると、「その他」の21人（60.0%）が最も多く、次いで「交通事故」の4人（11.4%）、「墜落・転落」及び「有害物等との接触」がそれぞれ3人（8.6%）、「はされ・巻き込まれ」が2人（5.7%）などの順となっている。

なお、「交通事故」による公務上死亡者4人の職員区分の内訳をみると、「他の職員」が2人（50.0%）、「警察職員」及び「電気・ガス・水道事業職員」がそれぞれ1人（25.0%）であった。

（第3 統計表 第5表 「事故の型別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

表7 事故の型別・職員区分別公務上死亡者数（上位のみ・「その他」を除く）（人）

事故の型	合計	職員区分	内訳
交通事故	4	その他の職員	2
		警察察職員	1
		電気・ガス・水道事業職員	1
墜落・転落	3	その他の職員	2
		義務教育学校職員	1
有害物等との接触	3	消防職員	1
		清掃事業職員	1
		その他の職員	1
はされ・巻き込まれ	2	警察察職員	1
		その他の職員	1

図6 事故の型別公務上死亡者数割合

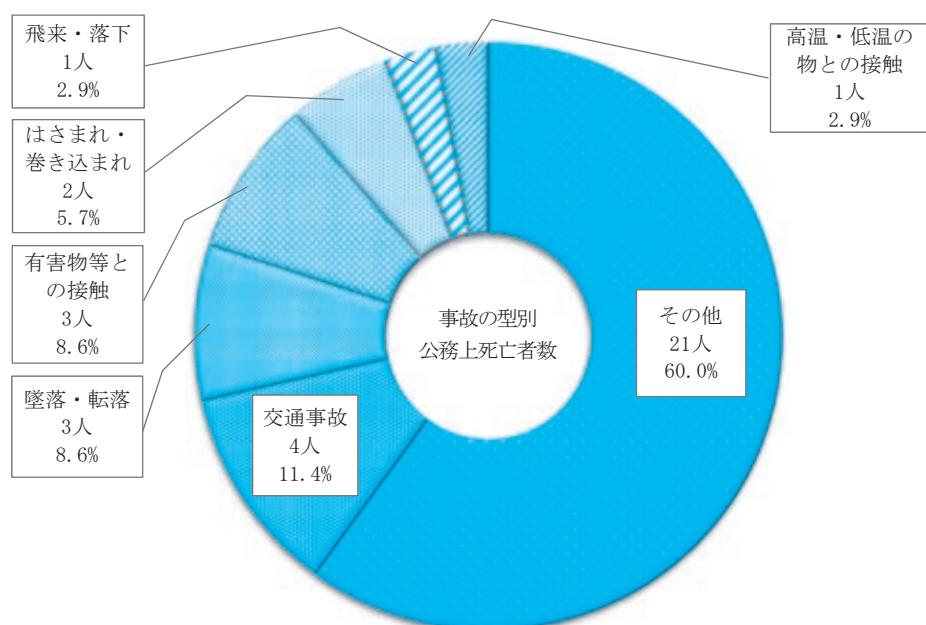


表8 事故の型別公務上死者数の推移（過去5年間）(人)

事故の型	認定年度	平成	令和	令和	令和	令和	合計	構成比
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
墜落・転落		11	9	5	6	3	34	16.5%
転倒		1	-	-	1	-	2	1.0%
激突		-	-	-	2	-	2	1.0%
飛来・落下		-	-	-	-	1	1	0.5%
はさまれ・巻き込まれ		-	-	-	-	2	2	1.0%
おぼれ		-	1	1	1	-	3	1.5%
高温・低温の物との接触		1	-	-	-	1	2	1.0%
有害物等との接触		2	5	3	5	3	18	8.7%
火災		2	-	4	-	-	6	2.9%
交通事故		7	2	4	2	4	19	9.2%
故意の加害行為		2	1	-	-	-	3	1.5%
その他の		11	26	29	27	21	114	55.3%
合計		37	44	46	44	35	206	100.0%

過去5年間の公務上死者数の合計を事故の型別にみると、「その他」を除くと「墜落・転落」の34人（16.5%）が最も多く、次いで「交通事故」の19人（9.2%）、「有害物等との接触」の18人（8.7%）などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「はさまれ・巻き込まれ」及び「交通事故」がそれぞれ2人増、「飛来・落下」及び「高温・低温の物との接触」がそれぞれ1人増となっており、このほかは同数又は減少であった。

6 起因物別公務上死亡者数の状況

令和4年度認定分の公務上死亡者数を起因物別（起因物の説明等については47～49ページ参照）にみると、「その他の起因物」が16人（45.7%）で最も多く、次いで「交通手段」、「環境等」のそれぞれ4人（11.4%）、「物質等」及び「起因物なし」のそれぞれ3人（8.6%）などの順となっている。

（第3 統計表 第6表「起因物別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

図7 起因物別公務上死亡者数割合

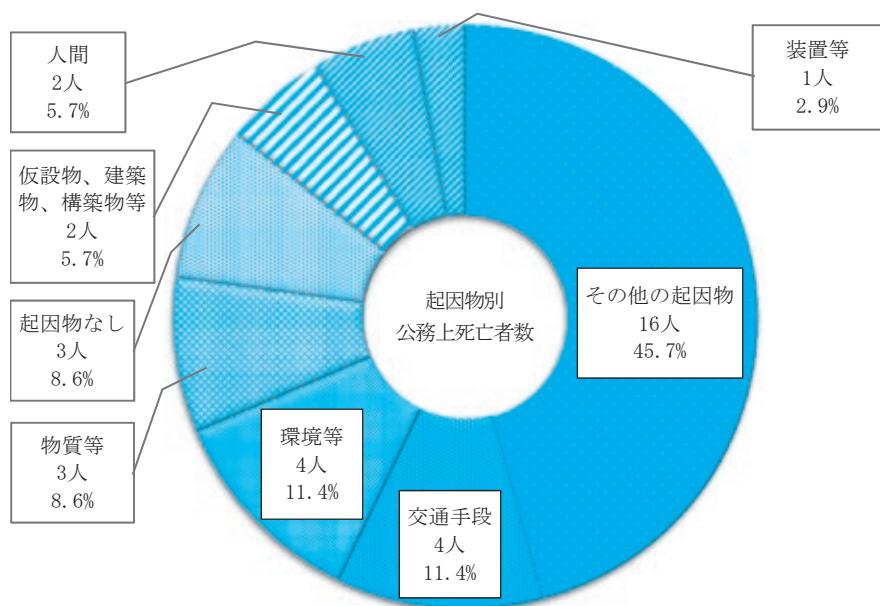


表9 起因物別公務上死亡者数の推移（過去5年間）

(人)

起因物	認定年度	平成	令和	令和	令和	令和	合計	構成比
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
交通手段	6	1	4	4	4	4	19	9.2%
装置等	3	-	1	2	1	1	7	3.4%
仮設物、建築物、構築物等	-	6	-	1	2	2	9	4.4%
物質等	5	6	5	7	3	26	12.6%	
環境等	7	4	6	2	4	23	11.2%	
人間	3	1	2	-	2	8	3.9%	
その他の起因物	10	15	10	20	16	71	34.5%	
起因物なし	3	11	18	8	3	43	20.9%	
合計	37	44	46	44	35	206	100.0%	

過去5年間の公務上死者数の合計を起因物別にみると、「その他の起因物」の71人(34.5%)が最も多く、次いで「起因物なし」の43人(20.9%)、「物質等」の26人(12.6%)、「環境等」の23人(11.2%)などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「環境等」及び「人間」がそれぞれ2人増、「仮設物、建築物、構築物等」が1人増となっており、このほかは同数又は減少であった。

令和4年度認定分の公務上死者数を認定事由別にみると、負傷については、「自己の職務遂行中」が4人(11.4%)で最も多く、次いで「出張中又は赴任途上」及び「出退勤途上(公務上のもの)」がそれぞれ3人(8.6%)の順となっている。

次に、疾病については、「精神疾患」が8人(22.9%)で最も多く、次いで「脳疾患」の5人(14.3%)、「職業病」の4人(11.4%)などの順となっている。

(第3 統計表 第7表「認定事由別・職員区分別公務上死者数」参照)

7 認定事由別公務上死亡者数の状況

表10 認定事由別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

認定事由	合計	構成比	職員区分	内訳	
				構成比	(人)
負傷	自己の職務遂行中	4	警察職員	1	2.9%
			消防職員	1	2.9%
			その他の職員	2	5.7%
	出張中又は赴任途上	3	義務教育学校職員	1	2.9%
			警察職員	1	2.9%
			その他の職員	1	2.9%
	出退勤途上 (公務上のもの)	3	警察職員	1	2.9%
			電気・ガス・水道事業職員	1	2.9%
			その他の職員	1	2.9%
	小計	10	28.6%	—	10 28.6%
疾病	公務上の負傷による疾病	2	義務教育学校職員	1	2.9%
			その他の職員	1	2.9%
	職業病	4	消防職員	1	2.9%
			電気・ガス・水道事業職員	1	2.9%
			清掃事業職員	1	2.9%
			その他の職員	1	2.9%
			義務教育学校職員	1	2.9%
	脳疾患	5	義務教育学校職員以外の教育職員	2	5.7%
			その他の職員	2	5.7%
			義務教育学校職員	2	5.7%
	心疾患	3	その他の職員	1	2.9%
			義務教育学校職員	2	5.7%
	精神疾患	8	義務教育学校職員	2	5.7%
			義務教育学校職員以外の教育職員	2	5.7%
			警察職員	1	2.9%
			消防職員	1	2.9%
			その他の職員	2	5.7%
	呼吸器疾患	1	2.9%	警察職員	1 2.9%
	その他	2	電気・ガス・水道事業職員	1	2.9%
			その他の職員	1	2.9%
	小計	25	71.4%	—	25 71.4%
合計		35	100%	—	35 100%

図8 認定事由別公務上死亡者数割合（負傷）

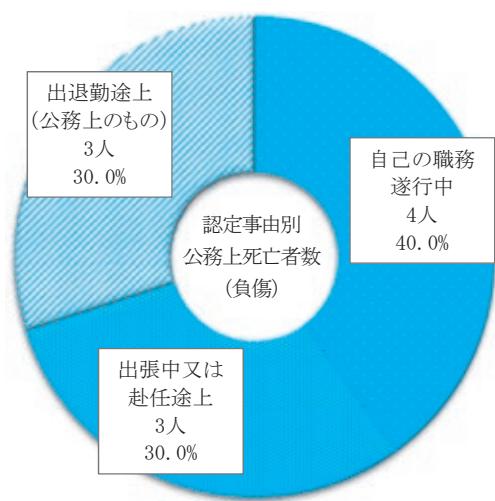


図9 認定事由別公務上死亡者数割合（疾病）

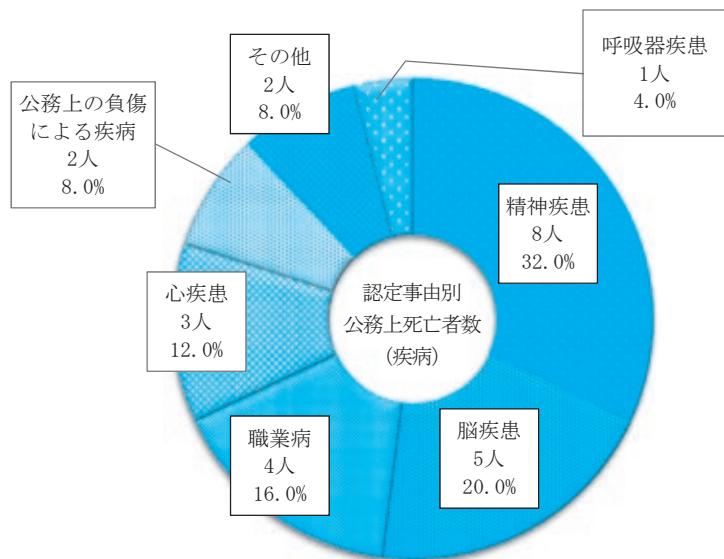


表11 認定事由別公務上死者数の推移(過去5年間)

(人)

認定事由	認定年度	平成	令和	令和	令和	令和	合計	構成比
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
負傷	自己の職務遂行中	13	5	7	8	4	37	18.0%
	訓練中	-	-	-	1	-	1	0.5%
	担当外の職務遂行中	1	-	-	-	-	1	0.5%
	出張中又は赴任途上	1	1	2	-	3	7	3.4%
	出退勤途上(公務上のもの)	1	2	1	-	3	7	3.4%
	職務遂行に伴う怨恨	-	1	-	-	-	1	0.5%
	小計	16	9	10	9	10	54	26.2%
疾病	公務上の負傷による疾病	-	-	1	2	2	5	2.4%
	職業病	1	2	6	10	4	23	11.2%
	脳疾患	3	2	4	-	5	14	6.8%
	心疾患	2	8	5	7	3	25	12.1%
	精神疾患	2	17	17	15	8	59	28.6%
	その他公務	呼吸器疾患	-	-	-	1	1	0.5%
	起因性の	胸腹部臓器疾患(肝臓疾患除く)	-	2	-	-	2	1.0%
	明らかな疾病	その他	3	3	-	1	2	9
	小計	11	34	33	35	25	138	67.0%
その他の死亡		10	1	3	-	-	14	6.8%
合計		37	44	46	44	35	206	100.0%

過去5年間の公務上死者数の合計を認定事由別にみると、負傷については、「自己の職務遂行中」の37人(18.0%)が最も多く、次いで「出張中又は赴任途上」及び「出退勤途上(公務上のもの)」のそれぞれ7人(3.4%)などの順となっている。

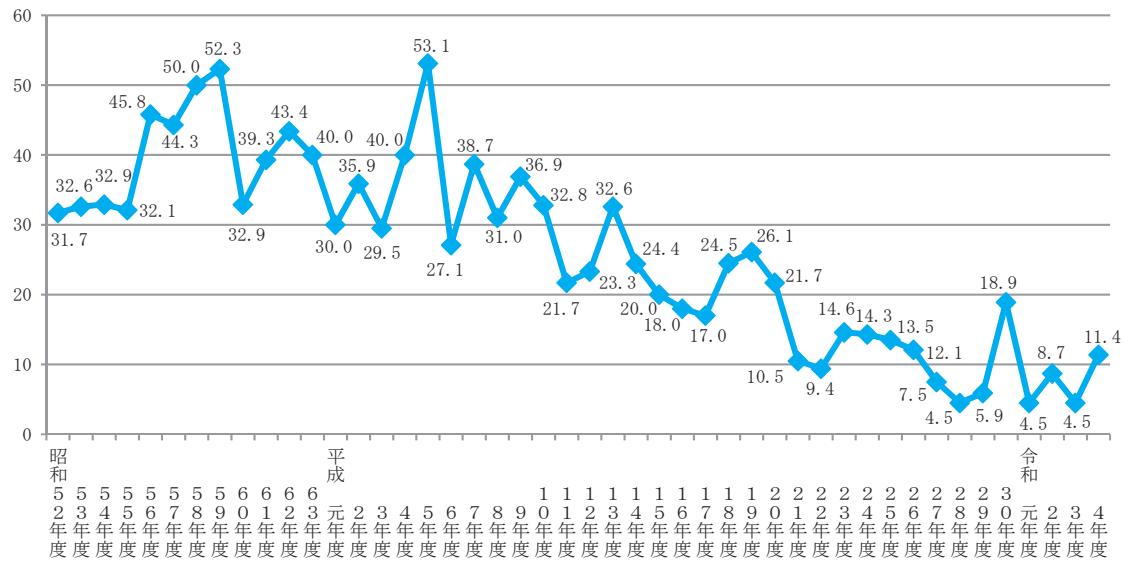
次に、疾病については、「精神疾患」の59人(28.6%)が最も多く、次いで「心疾患」の25人(12.1%)、「職業病」の23人(11.2%)、「脳疾患」の14人(6.8%)などの順となっている。

また、前年度と比較すると、負傷については、「出張中又は赴任途上」及び「出退勤途上(公務上のもの)」がそれぞれ3人増となっており、このほかは同数又は減少であった。疾病については、「脳疾患」が5人増、「呼吸器疾患」及び「その他」がそれぞれ1人増となっており、このほかは同数又は減少であった。

8 交通事故による公務上死亡災害の状況

東日本大震災に起因する事案を除く交通事故による公務上死者数の全体に占める割合は、昭和50年代から30～50%台で推移していたが、平成5年度の53.1%をピークにその後多少の増減はあるものの減少傾向にある。

図10 交通事故による公務上死者数割合の推移 (%)



令和4年度の交通事故による公務上死者4人を職員区分別にみると、「その他の職員」が2人、「警察職員」及び「電気・ガス・水道事業職員」がそれぞれ1人となっている。

次に、勤務態様別では「通勤途上」が3人、「出張中」が1人となっている。

(第3 統計表 第9表「職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死者数」参照)

図12 職員区分別交通事故による死者数割合

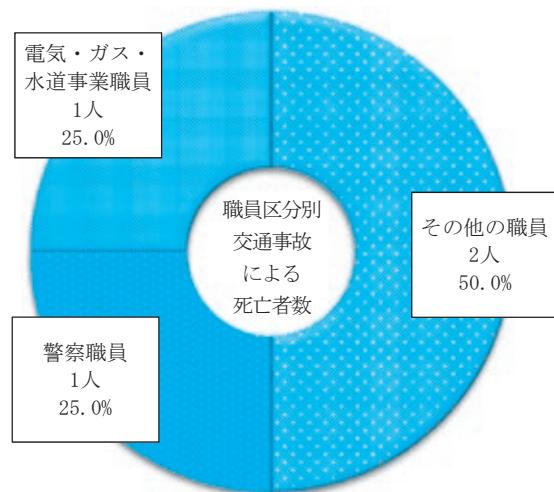
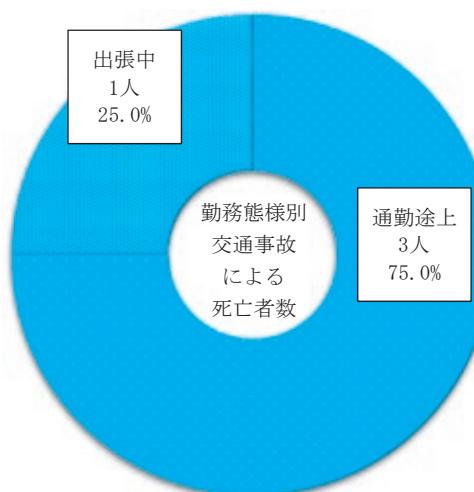


図13 勤務態様別交通事故による死者数割合



9 特殊公務災害に該当した公務上死亡災害の状況

令和4年度中に認定された公務上死亡災害のうち、地方公務員災害補償法第46条に規定する特殊公務災害（注）に該当する事例はなかった。

表12 特殊公務災害に該当した公務上死亡者数の推移（過去5年間）(人)

職員区分	認定年度 平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	合計
警察職員	4	-	1	-	-	5
消防職員	-	-	-	1	-	1
合計	4	-	1	1	-	6

(注) 地方公務員災害補償法第46条 警察職員、消防職員その他の職務内容の特殊な職員で政令で定めるものが、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の政令で定める職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合（以下略）

第2 公務上死亡災害発生事例

凡　　例

1 本資料の掲載事例は、令和4年度に認定された公務上の負傷等による死亡災害の具体的な発生状況について記述したものであり、今後の公務災害防止に向けた取り組みにおいて活用されることを目的としている。

なお、事例の内容については、地方公務員災害補償基金支部から提供された資料を基に、重複事例等を除き適宜加筆・修正している。

2 事例は「交通事故による死亡事例」及び「その他の死亡事例」に分類し、さらに後者は「過重労働による被災」、「石綿ばく露による被災」及び「その他の被災」に分類している。

3 事例番号とそれに続く見出しの次に以下の項目を掲げている。

(1) 被災職員の所属地方公共団体の区分

地方公共団体は、「都道府県」、「市町村等」及び「一部事務組合等」の区分により表示している。なお、市区町村立学校の県費負担教職員は、都道府県の職員として扱っている。

(2) 職員の区分

職員区分の説明等については45ページ参照。

(3) 死亡年齢

(4) 災害発生年月

(5) 傷病名

複数の傷病名がある場合においては、原則として傷病名の全部を記載することとし、死亡の有力な原因として傷病名の一部を特定できるときは、その一部の傷病名としている。

第2 公務上死亡災害発生事例

1 交通事故による死亡事例

【事例1】帰宅時緩やかな下り坂を走行中、縁石に接触後標識柱に衝突し腹部を強打した

【事例2】私有車で住民宅へ向かう出張中、道に迷い車ごと谷へ転落した

【事例3】車で退勤中、歩道に乗り上げガードパイプ、標識柱に激突し頭を強打した

2 その他の死亡事例

(1) 過重労働による被災

【事例4】膨大な業務量から倒れその後も通常勤務をしていたが、再び突然意識を失い倒れた

【事例5】月平均90時間の時間外勤務に加え、過度の叱責を受けたことで精神疾患を発症した

【事例6】時間外勤務が常態化し、精神的・肉体的に負荷がかかっていたことに加え、教員対応、保護者対応が困難を極める状況が続いていたことで、精神疾患を発症した

【事例7】時間外勤務が続く中、就寝中突然うめき声をあげ意識が朦朧とし搬送された

【事例8】年間の時間外勤務が800時間を超えるなど過重な勤務に従事していた

【事例9】一時的に業務量が多くなっていた中、早朝自宅で倒れ救急搬送された

【事例10】欠員のため業務が重なり、週30時間超の時間外勤務を行っていた

(2) 石綿ばく露による被災

【事例11】消火活動、破壊活動及び火災原因調査等に従事したことばく露

【事例12】清掃工場でごみの収集、焼却場での業務を行う中でばく露

(3) その他の被災

【事例13】屋上防水改修工事の現地調査中、誤って屋上から転落した

【事例14】校庭で芝刈り作業中、大イチョウの枝が落下し左胸部を直撃下敷きになった

【事例15】ベルトコンベアの点検作業を行っていたところ、ベルトコンベアに巻き込まれた

【事例16】臨床検査技師として勤務する中で発がん性物質のベンジジンにばく露した

1 交通事故による死亡事例

【事例 1】帰宅時緩やかな下り坂を走行中、縁石に接触後標識柱に衝突し腹部を強打した

団体区分：都道府県 職員の区分：警察職員
死亡年齢：50歳台 災害発生年月：令和4年9月
傷病名：腹部打撲 非開放性肝臓損傷 腹腔内出血 出血性ショック

(概要)

被災職員は、被災当日は非番日であり午前8時30分に当番勤務を終え午後2時30分頃まで時間外勤務を行った後、自動二輪車で帰宅時に緩やかな下り坂を走行中道路左側縁石に接触後、標識柱に衝突し腹部を強打した。病院に緊急搬送されたが、翌日肝臓損傷に伴う出血性ショックにより死亡した。

(安全・衛生対策)

非番日の退勤時に発生した当該事故を受け、早く帰れるよう効率的な業務推進に努め、非番日の早期退庁、通勤時における交通事故防止を徹底した。

【事例 2】私有車で住民宅へ向かう出張中、道に迷い車ごと谷へ転落した

団体区分：市町村等 職員の区分：その他の職員
死亡年齢：50歳台 災害発生年月：令和4年12月
傷病名：外傷性くも膜下出血

(概要)

被災職員は私有車で住民宅へ出張中、道に迷ったことを出張先の住民へ連絡後、私有車ごと谷に転落し、捜索していた住民に発見された。救急隊による救助活動が行われたが、頭蓋底骨折による外傷性くも膜下出血のため死亡した。

(安全・衛生対策)

運手中の安全確認の徹底と、常に危険を予測した運転の励行など安全運転の啓発及び指導を行った。

【事例 3】車で退勤中、歩道に乗り上げガードパイプ、標識柱に激突し頭を強打した

団体区分：市町村等 職員の区分：その他の職員
死亡年齢：30歳台 災害発生年月：令和4年2月
傷病名：脳挫傷 多発頭蓋骨骨折

(概要)

被災職員は、被災当日午後10時まで時間外勤務を行った後、車での退勤中に道路左側の歩道に乗り上げたことでガードパイプにぶつかり車が反転し、その後標識柱に激突、頭を強く打って死亡した。

(安全・衛生対策)

- ・所属において、事故について周知し、運転に気を付けるよう啓発を行うとともに、職場環境向上のため課内での業務協力体制の充実を図った。
- ・安全衛生連絡会で、事案及び上記対応状況について報告するとともに、安全運転について各部署での啓発を依頼した。

2 その他の死亡事例

(1) 過重労働による被災

【事例 4】膨大な業務量から倒れその後も通常勤務をしていたが、再び突然意識を失い倒れた

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員
死亡年齢：50歳台 災害発生年月：令和2年7月
傷病名：重症くも膜下出血

(概要)

被災職員が令和2年4月に赴任した高等学校は教員数や生徒数が多く、また、初めて担当することになった業務の量も膨大だったため、帰宅後も仕事のことが頭から離れない状態が続いていた。同年6月、通勤時に最寄り駅で倒れ「精神的ストレスに伴う迷走神経反射」と診断された後も通常勤務を続けていたが、翌月いつも通りに出勤したところ、職員昇降口で突然意識を失い医療機関に搬送された。その後も療養を継続していたが、改善せず死亡した。

(安全・衛生対策)

学校安全衛生委員会が主体となり、勤務実績や業務に対する各人の負担感を把握する等、ストレスの軽減策を実施した。

【事例 5】月平均90時間の時間外勤務に加え、過度の叱責を受けたことで精神疾患を発症した

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員
死亡年齢：20歳台 災害発生年月：平成30年12月
傷病名：縊頸による多臓器不全

(概要)

被災職員は平成30年4月に赴任後、授業だけでなく部活動の顧問や学校行事の準備・運営を一手に任せられることで月平均90時間以上の時間外勤務に加え、同年12月に保護者からの苦情を理由に上司から過度の叱責を受けたことで精神疾患を発症し、自殺した。

(安全・衛生対策)

- ・業務の偏りを平準化するよう毎年校務分掌と業務内容の見直しを行っている。
- ・管理職が勤怠管理システムにより個々の時間外勤務を把握、時間外勤務が月80時間を超えた教職員には産業医との面談実施を徹底している。
- ・安全衛生委員会を定期的に開催し、職員からの意見聴取やストレスチェックの分析結果を共有している。
- ・各種安全衛生に係る相談窓口を周知している。

【事例 6】時間外勤務が常態化し、精神的・肉体的に負荷がかかっていたことに加え、教員対応、保護者対応が困難を極める状況が続いていたことで、精神疾患を発症した

団体区分：市町村等 職員の区分：義務教育学校職員
死亡年齢：50歳台 災害発生年月：令和3年3月
傷病名：縊死

(概要)

被災職員は、月100時間超の時間外勤務が常態化しており、精神的・肉体的に負荷がかかっていた。加えて、教員対応、保護者対応が困難を極めるなど厳しい状況が続いていたことで、精神疾患を発症した。被災当日は、出勤後に忘れ物を取りに一度自宅に戻った後行方不明となり、縊死していたところを発見された。

(安全・衛生対策)

出退勤管理システムを導入し、客観的に勤務時間を把握するとともに、連続休暇期間の設定や電話対応終了時刻の設定等、時間外勤務削減に取り組んでいる。また、メンタルヘルス相談窓口を設置し教職員に周知し、ストレスチェックの実施等を行っている。

【事例7】時間外勤務が続く中、就寝中突然うめき声をあげ意識が朦朧とし搬送された

団体区分：都道府県	職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員
死亡年齢：40歳台	災害発生年月：平成30年4月
傷病名：くも膜下出血	

(概要)

被災職員は、放課後の部活動指導後に授業の教材研究を行い、週休日も部活動の指導を行うなどにより時間外勤務の月平均が80時間を超えていた。被災当日は、前日から頭痛を感じていたが部活動指導を終え、帰宅後に入浴、食事を済ませ就寝したところ、深夜にうめき声をあげ意識が朦朧としていたことから緊急搬送されたが、意識障害は改善せず死亡した。

(安全・衛生対策)

- 当該災害の発生の大きな要因である時間外勤務に関して、週休日の部活動指導については一定のペースで完全休養日を設定することなどについて、職員会議の場で管理職から全体に確認及び周知した。
- 時間外勤務が目立つ職員に対しては個別の働きかけを継続的に行うこととした。

【事例8】年間の時間外勤務が800時間を超えるなど過重な勤務に従事していた

団体区分：市町村等	職員の区分：義務教育学校職員
死亡年齢：60歳台	災害発生年月：令和2年2月
傷病名：虚血性心疾患	

(概要)

中学校教員として勤務していた被災職員は、被災年度（平成31年4月～翌年2月）の時間外勤務が867時間に及ぶなど、過重な職務に従事していた。被災当日は、午後9時過ぎまで時間外勤務を行った後、帰宅のため職員玄関口にいたところ胸を押さえるようにして倒れた。発見された時には意識がなく、緊急搬送されたが、同日死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

- 週休日の勤務状態を明らかにするため、令和2年度から週休日も含め打刻を必須化した。
- 連続勤務を防止するための啓発や、長時間勤務者に関する注意喚起通知対応を開始した。

【事例9】一時的に業務量が多くなっていた中、早朝自宅で倒れ救急搬送された

団体区分：市町村等 職員の区分： その他の職員
死亡年齢：40歳台 災害発生年月：令和3年1月
傷病名：くも膜下出血

(概要)

被災職員は係の中でも中心的な存在であり、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に係る特別定額給付金支給事務や、地方創生臨時交付金事務、国勢調査事務を通常業務と並行して臨時に処理するため一時的に業務量が増加していた。令和2年12月31日に年末年始の日直業務に従事した後、翌日早朝に自宅で倒れ救急搬送されたが、死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

- ・臨時的な業務に係る職員を確保し、派遣職員や会計年度任用職員等も活用して業務を平準化した。
- ・タイムカード機能の時間を正しく打刻するよう再度周知し、時間外勤務報告と突合するなどして、職員の勤務時間の実態把握と管理を行った。
- ・一定時間以上の時間外勤務を行った職員に対して、健康相談を受診させた。

【事例10】欠員のため業務が重なり、週30時間超の時間外勤務を行っていた

団体区分：市町村等 職員の区分： その他の職員
死亡年齢：40歳台 災害発生年月：平成30年3月
傷病名：くも膜下出血

(概要)

被災職員は、入所施設でチーフを務めていた。職員が1名欠員となったことで被災職員の業務が増え、また、年度末の退所者の調整などが重なったこともあり、被災直前は週30時間超の時間外勤務を行っていた中、深夜勤務中にトイレで倒れているところを入所者に発見され緊急搬送されたが、死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

- ・職場環境の改善に向けて、一部の業務を委託化することで職員の負担を軽減した。
- ・職場状況に応じた業務の平準化など、マネジメントを引き続きしていく。

(2) 石綿ばく露による被災

【事例11】消火活動、破壊活動及び火災原因調査等に従事したことばく露

団体区分：一部事務組合等 職員の区分： 消防職員
死亡年齢：60歳台 災害発生年月：令和3年8月
傷病名：悪性胸膜中皮腫

(概要)

被災職員は、消防職員として長年にわたり消火活動や破壊活動及び火災原因調査等に従事していたことにより石綿を吸い込みばく露。悪性胸膜中皮腫を発症し死亡した。

(安全・衛生対策)

平成17年に総務省消防庁から石綿に対する安全対策等の実施について通知がなされ、現在は防塵マスクの着用等、消防職員が石綿粉塵を吸入しない措置が講じられている。

【事例12】清掃工場でごみの収集、焼却場での業務を行う中でばく露

団体区分：市町村等 職員の区分：清掃事業職員

死亡年齢：80歳台 災害発生年月：令和3年1月

傷病名：悪性胸膜中皮腫

(概要)

被災職員は、昭和41年から清掃工場に勤務しており、長年ごみの収集や焼却場での業務を行っていたことにより石綿を吸い込みばく露。令和3年1月に右大量胸水のため医療機関を受診し胸部CTで胸膜肥厚が認められ、局所麻酔下胸腔鏡検査の結果、右悪性胸膜中皮腫と診断された。

(安全・衛生対策)

粉塵等のばく露を防止するため、気密性の高い防護服、防護手袋、呼吸用保護具、保護めがねを着用の上、短時間で処理をする。回収した不法投棄物の中に、アスベスト素材を含む成形板などの建材が混入していた場合のみ、区分け処置を行う。

(3) その他の被災

【事例13】屋上防水改修工事の現地調査中、誤って屋上から転落した

団体区分：市町村等 職員の区分：その他の職員

死亡年齢：30歳台 災害発生年月：令和4年6月

傷病名：多発外傷

(概要)

被災職員は、小学校の三階建て校舎の屋上における屋上防水改修工事のため、同僚職員とともに現地調査を行っていたところ、屋上の全長を巻尺を使用して測定していた際に誤って屋上から地上に転落、全身を地面に強打し死亡した。

(安全・衛生対策)

首長による、全職員に向けた業務の安全管理の再点検と徹底についてのメッセージを發出するとともに、部課長会議において改めて所属長に対して周知を図った。また、校舎の屋上等の危険個所には立ち入らないことを指示し、該当する所属において安全管理マニュアルを策定した。

【事例14】校庭で芝刈り作業中、大イチョウの枝が落下し左胸部を直撃下敷きになった

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員

死亡年齢：50歳台 災害発生年月：令和4年8月

傷病名：外傷性左胸腔内出血 心肺停止状態

(概要)

被災職員は、校庭中央にある大イチョウを囲うロープの外で芝刈り作業をしていたところ、頭上にあった大イチョウの枝が落下し左胸部を直撃して枝の下敷きになった。その後病院に搬送されたが、外傷性左胸腔内出血のため死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

- ・大イチョウの木の周りの柵を広げた。
- ・他の木についても、枯れ木や腐食等がないか点検を行った。
- ・今後も通常の校内巡回や安全点検を徹底する。

【事例15】ベルトコンベアの点検作業を行っていたところ、ベルトコンベアに巻き込まれた

団体区分：市町村等	職員の区分：その他の職員
死亡年齢：40歳台	災害発生年月：令和4年8月
傷病名：外傷性窒息	

(概要)

被災職員は、ポンプ場にてベルトコンベア等の点検・清掃作業に単独で従事していたところ、当該作業はベルトコンベアを停止して行うこととしていたにもかかわらず、何らかの理由でベルトコンベアを停止させずに作業を行ったことにより、左手から左肩あたりまでをベルトコンベアに巻き込まれた。その状態で同僚に発見され、病院に搬送されたが、死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

- ・除塵機やベルトコンベアの点検及び清掃作業を複数名で実施するように変更（作業の手引きにも明記）
- ・作業手順の周知徹底
- ・危険個所への注意喚起掲示
- ・はさまれや巻き込まれの恐れのある部分への柵囲いの設置
- ・柵囲いの外側から清掃作業ができるようにするための高圧洗浄機を各ポンプ所に配置
- ・ロープ式非常停止装置の設置

【事例16】臨床検査技師として勤務する中で発がん性物質のベンジンにばく露した

団体区分：市町村等	職員の区分：その他の職員
死亡年齢：80歳台	災害発生年月：平成30年6月
傷病名：膀胱がん	

(概要)

被災職員は、病院の臨床検査技師として昭和31年から32年間、便の潜血検査に用いる試薬作りに従事し、発がん性物質であるベンジンを材料とした検便検査試薬ベンジンペーパーの作成及び便潜血検査業務を行っていたことによりばく露。膀胱がん、右腎孟尿管がん、多発転移性肺腫瘍を発症し死亡した。

(安全・衛生対策)

昭和47年以降、ベンジンは発がん性物質として労働安全衛生法により使用が規制されており、現在は業務に用いられることはない。

第3 統 計 表

第3 統計表

(令和4年度認定分)

第1表	公務上死亡災害発生状況の推移	34
第2表	支部別・団体区分別公務上死亡者数	35
第3表	職員区分別・団体区分別公務上死亡者数	36
第4表	年齢階層別・職員区分別公務上死亡者数	36
第5表	事故の型別・職員区分別公務上死亡者数	37
第6表	起因物別・職員区分別公務上死亡者数	38
第7表	認定事由別・職員区分別公務上死亡者数	39
第8表	交通事故による公務上死亡者数	40
第9表	職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数	41
第10表	傷病部位別・職員区分別公務上死亡者数	41
第11表	傷病発生場所別・傷病区分別公務上死亡者数	41
第12表	職員区分別・勤務態様別公務上死亡者数	42
第13表	事故の型別・起因物別公務上死亡者数	42

第1表 公務上死亡災害発生状況の推移

	一般職職員数(人) (4月1日現在)(A)	公務上死者数(人)(B)	公務災害死亡率 (10万人当たり・人) (B) / (A) ×100,000	公務災害 認定件数(件)
発生年度				
昭和48年	2,744,959	159	5.79	33,076
49年	2,857,336	153	5.35	32,312
50年	2,940,066	137	4.66	31,609
51年	2,968,675	122	4.11	32,016
52年	3,012,304	104	3.45	32,227
53年	3,065,674	89	2.90	32,210
54年	3,118,275	82	2.63	32,532
55年	3,167,744	106	3.35	31,986
56年	3,205,718	72	2.25	32,332
57年	3,224,815	79	2.45	32,092
58年	3,231,650	82	2.54	31,603
59年	3,230,740	88	2.72	31,106
60年	3,222,019	70	2.17	32,603
61年	3,217,016	61	1.90	31,293
62年	3,216,930	53	1.65	31,493
認定年度				
平成元年	3,215,470	70	2.18	28,582
2年	3,218,752	70	2.17	28,273
3年	3,228,318	78	2.42	27,804
4年	3,241,911	61	1.88	28,421
5年	3,254,291	70	2.15	27,869
6年	3,270,841	49	1.50	27,604
7年	3,282,492	70	2.13	27,128
8年	3,278,332	75	2.29	27,852
9年	3,274,481	58	1.77	27,734
10年	3,267,118	65	1.99	27,986
11年	3,249,494	61	1.88	28,223
12年	3,232,153	46	1.42	27,754
13年	3,204,292	43	1.34	28,287
14年	3,171,532	43	1.36	28,922
15年	3,144,323	45	1.43	28,501
16年	3,117,004	50	1.60	29,205
17年	3,083,597	50	1.62	28,849
18年	3,042,122	53	1.74	28,387
19年	3,001,475	53	1.77	28,195
20年	2,954,712	46	1.56	27,346
21年	2,902,843	46	1.58	26,525
22年	2,858,654	38	1.33	25,256
23年	2,818,455	32	1.14	25,186
24年	2,792,448	314	11.24	25,714
25年	2,774,250	51	1.84	25,507
26年	2,757,942	38	1.38	25,542
27年	2,745,644	35	1.27	25,312
28年	2,740,082	41	1.50	24,833
29年	2,739,041	45	1.64	25,358
30年	2,744,438	35	1.28	26,211
令和元年	2,738,755	37	1.35	26,517
2年	2,742,638	44	1.60	26,390
3年	2,764,094	46	1.66	24,440
4年	2,802,762	44	1.57	25,590
	2,805,764	35	1.25	29,662

(注1) 昭和62年度までは発生年度による死者数、昭和63年度からは認定年度による死者数である。

(注2) 公務上死者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務災害（死亡）発生状況調査結果の概要」（昭和53年3月）、同「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」各年版等による。

(注3) 平成23年度以降の公務上死者数には東日本大震災起因のものを含む。

(注4) 一般職職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（平成26年度までは教育長を含む。）。

(注5) 公務災害死亡率（10万人当たり・人）は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第2表 支部別・団体区分別公務上死亡者数

(人)

(注) () 内の数字は女性で、内数である。

第3表 職員区分別・団体区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分	団体区分	都道府県	指定都市	市・特別区	町村	一部事務組合等	合計
義務教育学校職員		4	3	-	-	-	7
義務教育学校職員以外の教育職員		4	-	-	-	-	4
警察職員		5	-	-	-	-	5
消防職員		-	1	-	-	2	3
電気・ガス・水道事業職員		1	1	1	-	-	3
運輸事業職員		-	-	-	-	-	-
清掃事業職員		-	-	1	-	-	1
船員		-	-	-	-	-	-
その他の職員		1	3	2	6	-	12
合計		15	8	4	6	2	35
構成比		42.9%	22.9%	11.4%	17.1%	5.7%	100.0%

第4表 年齢階層別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分 年齢階層	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他職員	合計
19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29歳	-	1	-	-	1	-	-	-	1	3
30～39歳	-	1	2	1	-	-	-	-	2	6
40～49歳	-	1	-	1	-	-	-	-	4	6
50～59歳	6	1	2	-	1	-	-	-	4	14
60歳以上	1	-	1	1	1	-	1	-	1	6
合計	7	4	5	3	3	-	1	-	12	35

第5表 事故の型別・職員区分別公務上死者者数

(人)

事故の型	職員区分	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
墜 落 ・ 転 落		1	-	-	-	-	-	-	-	2	3	8.6%
転 倒		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
激 突		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飛 来 ・ 落 下		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.9%
崩 壊 ・ 倒 壊		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
激 突 さ れ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
はさまれ・巻き込まれ		-	-	1	-	-	-	-	-	1	2	5.7%
切 れ ・ こ す れ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
踏 み 抜 き		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
お ぼ れ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高温・低温の物との接触		-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2.9%
有害物等との接触		-	-	-	1	-	-	1	-	1	3	8.6%
感 電		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
爆 発		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破 裂		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火 災		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交 通 事 故		-	-	1	-	1	-	-	-	2	4	11.4%
動作の反動・無理な動作		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
故意の加害行為		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚染血液による事故		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他		5	4	3	1	2	-	-	-	6	21	60.0%
合 計		7	4	5	3	3	-	1	-	12	35	100.0%

第6表 起因物別・職員区分別公務上死者数

(人)

職員区分		義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他職員	合計	構成比
起因物												
動力機械	建設用等機械	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	動力クレーン等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の動力機械	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交通手段	乗用車	-	-	1	-	-	-	-	-	2	3	8.6%
	バス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉄道車両	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	バイク	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2.9%
	自転車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	トラック等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の交通手段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	1	-	1	-	-	-	2	4	11.4%
注射針等		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
装置等	装置、設備	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.9%
	人力機械工具等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.9%
仮設物、建築物、構築物等		1	-	-	-	-	-	-	-	1	2	5.7%
物質等	危険物・有害物等	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.9%
	材料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	荷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	石綿	-	-	-	1	-	-	1	-	-	2	5.7%
	小計	-	-	-	1	-	-	1	-	1	3	8.6%
環境等	地山・岩石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	立木等	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.9%
	水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	異常環境等	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2.9%
	高温・低温環境等	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2.9%
	動物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	風雪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.9%
	小計	1	-	-	1	1	-	-	-	1	4	11.4%
人間		-	1	1	-	-	-	-	-	-	2	5.7%
その他の起因物		5	3	2	1	1	-	-	-	4	16	45.7%
起因物なし		-	-	1	-	-	-	-	-	2	3	8.6%
合計		7	4	5	3	3	-	1	-	12	35	100.0%

第7表 認定事由別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分 認定事由		義務 教育 学校 職員	義務教 育学校 職員以 外の教 育職員	警察 職員	消防 職員	電気・ ガス・ 水道事 業職員	運輸 事業 職員	清掃 事業 職員	船員	その 他の 職員	合計	構成比
負傷	自己の職務遂行中	-	-	1	1	-	-	-	-	2	4	11.4%
	訓練中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	出張中又は赴任途上	1	-	1	-	-	-	-	-	1	3	8.6%
	出退勤途上 (公務上のもの)	-	-	1	-	1	-	-	-	1	3	8.6%
	レクリエーション参加中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	設備の不完全又は 管理上の不注意	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計		1	-	3	1	1	-	-	-	4	10	28.6%
疾病	公務上の負傷による疾病	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2	5.7%
	職業病	-	-	-	1	1	-	1	-	1	4	11.4%
	脳疾患	1	2	-	-	-	-	-	-	2	5	14.3%
	心疾患	2	-	-	-	-	-	-	-	1	3	8.6%
	精神疾患	2	2	1	1	-	-	-	-	2	8	22.9%
	呼吸器疾患	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2.9%
	肝臓疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	胸腹部臓器疾患 (肝臓疾患除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	食中毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	腰痛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	頸肩腕症候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	皮膚病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	眼疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	耳疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鼻疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2	5.7%
小計		6	4	2	2	2	-	1	-	8	25	71.4%
その他死亡		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		7	4	5	3	3	-	1	-	12	35	100.0%

(注) 「其他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

第8表 交通事故による公務上死者数

	一般職員数(人) (4月1日現在) (A)	交通事故による 公務上死亡者数 (人・構成比) (B)	公務災害死亡率 (10万人当たり・人) (B) / (A) × 100,000
発生年度			
昭和52年	3,012,304	33 (31.7%)	1.10
53年	3,065,674	29 (32.6%)	0.95
54年	3,118,275	27 (32.9%)	0.87
55年	3,167,744	34 (32.1%)	1.07
56年	3,205,718	33 (45.8%)	1.03
57年	3,224,815	35 (44.3%)	1.09
58年	3,231,650	41 (50.0%)	1.27
59年	3,230,740	46 (52.3%)	1.42
60年	3,222,019	23 (32.9%)	0.71
61年	3,217,016	24 (39.3%)	0.75
62年	3,216,930	23 (43.4%)	0.71
認定年度			
63年	3,215,470	28 (40.0%)	0.87
平成元年	3,218,752	21 (30.0%)	0.65
2年	3,228,318	28 (35.9%)	0.87
3年	3,241,911	18 (29.5%)	0.56
4年	3,254,291	28 (40.0%)	0.86
5年	3,270,841	26 (53.1%)	0.79
6年	3,282,492	19 (27.1%)	0.58
7年	3,278,332	29 (38.7%)	0.88
8年	3,274,481	18 (31.0%)	0.55
9年	3,267,118	24 (36.9%)	0.73
10年	3,249,494	20 (32.8%)	0.62
11年	3,232,153	10 (21.7%)	0.31
12年	3,204,292	10 (23.3%)	0.31
13年	3,171,532	14 (32.6%)	0.44
14年	3,144,323	11 (24.4%)	0.35
15年	3,117,004	10 (20.0%)	0.32
16年	3,083,597	9 (18.0%)	0.29
17年	3,042,122	9 (17.0%)	0.30
18年	3,001,475	13 (24.5%)	0.43
19年	2,954,712	12 (26.1%)	0.41
20年	2,902,843	10 (21.7%)	0.34
21年	2,858,654	4 (10.5%)	0.14
22年	2,818,455	3 (9.4%)	0.11
23年	2,792,448	8 (2.5%)	0.29
24年	2,774,250	5 (9.8%)	0.18
25年	2,757,942	5 (13.2%)	0.18
26年	2,745,644	4 (11.4%)	0.15
27年	2,740,082	3 (7.3%)	0.11
28年	2,739,041	2 (4.4%)	0.07
29年	2,744,438	2 (5.7%)	0.07
30年	2,738,755	7 (18.9%)	0.26
令和元年	2,742,638	2 (4.5%)	0.07
2年	2,764,094	4 (8.7%)	0.14
3年	2,802,762	2 (4.5%)	0.07
4年	2,805,764	4 (11.4%)	0.14

(注1) 昭和62年度までは発生年度による死亡者数、昭和63年度からは認定年度による死亡者数である。

(注2) 交通事故による公務上死亡者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」各年版等による。

(注3) 一般職員数は、総務省(旧自治省)「地方公務員給与の実態」各年版による(平成26年度までは教育長を含む。)。

(注4) 平成23年度以降の交通事故による公務上死亡者数は東日本大震災起因のものを含む。

(注5) 「交通事故による公務上死亡者数」欄の()書は、全公務上死亡者数に占める交通事故による死亡者数の構成比率である。

(注6) 公務災害死亡率(10万人当たり・人)は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第9表 職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死者数

(人)

職員区分	勤務態様	職務遂行中	訓練・研修中	出張中	宿・日直勤務中	通勤途上	その他	合計
義務教育学校職員		-	-	-	-	-	-	-
義務教育学校職員以外の教育職員		-	-	-	-	-	-	-
警察職員		-	-	-	-	1	-	1
消防職員		-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・水道事業職員		-	-	-	-	1	-	1
運輸事業職員		-	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員		-	-	-	-	-	-	-
船員		-	-	-	-	-	-	-
その他の職員		-	-	1	-	1	-	2
合計		-	-	1	-	3	-	4

第10表 傷病部位別・職員区分別公務上死者数

(人)

傷病部位	職員区分	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他職員	合計	構成比
頭部		-	-	2	-	-	-	-	-	3	5	14.3%
頸部		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
胴体		2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	5.7%
上肢		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下肢		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複合部位		1	-	2	1	1	-	-	-	2	7	20.0%
疾病		4	2	1	2	2	-	1	-	6	18	51.4%
部位不明		-	2	-	-	-	-	-	-	1	3	8.6%
合計		7	4	5	3	3	-	1	-	12	35	100.0%

第11表 傷病発生場所別・傷病区分別公務上死者数

(人)

傷病発生場所	傷病区分	負傷	疾患	その他の死亡	合計	構成比
本庁		-	3	-	3	8.6%
出先機関・施設等		3	8	-	11	31.4%
道路(交差点を含む)		4	-	-	4	11.4%
自宅		-	8	-	8	22.9%
その他		3	6	-	9	25.7%
合計		10	25	-	35	100.0%

第12表 職員区分別・勤務態様別公務上死者数

(人)

職員区分	勤務態様	正規の勤務時間の勤務中	時間外勤務中	出張中	訓練・研修中	宿・日直勤務中	通勤途上	その他	合計	
義務教育学校職員		3	1	1	-	-	-	-	2	7
義務教育学校職員以外の教育職員		1	-	-	-	-	-	-	3	4
警察職員	2	-	1	-	-	-	-	1	1	5
消防職員	1	-	-	-	-	-	-	-	2	3
電気・ガス・水道事業職員	2	-	-	-	-	-	-	1	-	3
運輸事業職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
船員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員	4	-	2	-	1	1	1	4	12	
合計		13	1	4	-	1	3	13	35	

第13表 事故の型別・起因物別公務上死者数

(人)

事故の型	起因物	動力機械		交通手段				注射	装置等	仮設物等	物質等			環境等					人間	その他の起因物	起因物なし	合計			
		建設機械等	動力機械等	乗用車	公共交通機関	自転車	その他の交通手段				危険物等	材質等	石	地盤	立木	異常環境	高温・低温環境	動植物	風雪等	その他					
墜落・転落	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3		
転倒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
激突	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
飛来・落下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1		
崩壊・倒壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
激突され	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
はさまれ・巻き込まれ	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		
切れ・こすれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
踏み抜き	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
おぼれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
高温・低温の物との接触	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1		
有害物等との接触	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		
感電	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
爆発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
破裂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
交通事故	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	4	
動作の反動・無理な動作	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
故意の加害行為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
汚染血液による事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	2	14	3	21		
合計	-	-	-	3	-	1	-	-	-	1	-	2	1	-	-	2	-	1	1	-	1	2	16	3	35

分類項目区分

1 職員区分別

分類項目	説明等
義務教育学校職員	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、義務教育費国庫負担法第2条及び第3条の規定により国が経費の一部を負担しているものをいう。
義務教育学校職員以外の教育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員をいう。
警察職員	都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く。）をいう。
消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員をいう。
電気・ガス・水道事業職員	電気・ガス・水道事業、工業用水事業及び公共下水道事業等に従事する職員（水道事業には、簡易水道事業を含む。）をいう。
運輸事業職員	鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員をいう。
清掃事業職員	清掃事業に従事する職員をいう。
船員	船員法第1条に規定する船員である職員をいう。
その他の職員	上記に掲げる職員以外のすべての職員をいう。

2 被災時の勤務態様別

分類項目	説明等
正規の勤務時間の勤務中	変則勤務を常とする職員を含む。
時間外勤務中	
出張中	公用外出を含む。
訓練・研修中	
宿・日直勤務中	
通勤途上	
その他の	勤務についていない場合等を含む。

3 事故の型別

分類項目	説明等
墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所が崩れ、動搖して墜落した場合、車両系機械等とともに転落した場合を含む。交通事故は除く。感電して墜落した場合は感電に分類する。
転倒	人がほぼ同一平面上で転ぶ場合で、つまずき又はすべりにより倒れた場合等をいう。車両系機械等とともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合は感電に分類する。
激突	墜落・転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合で、機械の部分、ドア、パックネット等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械等とともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人に当たった場合をいう。野球のボール、切断片等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
崩壊・倒壊	堆積した物（灰等を含む。）、足場、建築物等が崩れ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。立てかけてあった看板等が倒れた場合、落盤、なだれ、地滑り等の場合を含む。

分類項目	説明等
激突され	飛来・落下、崩壊・倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。構内等において自動車にぶつけられた場合、動いている機械の部分等が当たった場合を含む。交通事故は除く。
はまれ・巻き込まれ	物に挟まれる状態及び巻き込まれる状態で、つぶされ、ねじられる等をいう。構内等において自動車にひかれた場合、自動車と壁に挟まれた場合を含む。交通事故は除く。
切れ・こすれ	こすられた場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、スレート等を踏み抜いた場合を含む。踏み抜いて墜落した場合は、墜落・転落に分類する。
おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。
高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。 【高温の場合】火炎、アーク、溶融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業中の熱中症等高温の環境下にばく露された場合を含む。 【低温の場合】冷凍庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症及び高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合をいう。有害物等には、病原菌、細菌を含まない（これらに感染、死亡した場合はその他に分類する。）。
感電	帯電体に触れ又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。
爆発	圧力の急激な発生又は解放の結果として、爆音を伴う膨張等が起こる場合をいう。破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であっても、ここに分類する。
破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。
火災	火によるものをいう。爆発によるものを除く。 【起因物との関係】危険物の火災においては、危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては、火源となったものを起因物とする。
交通事故（道路）	交通事故のうち、道路交通法適用の場合をいう。
交通事故（その他）	交通事故のうち、船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。
動作の反動・無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げてぎっくり腰となるような身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動等に起因して、筋をちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落・転落、転倒に分類する。
故意の加害行為	未必の故意による加害行為を含む。
汚染血液による事故	針刺し事故等をいう。
その他	上記のいずれにも分類されない場合をいう。

- (注) 1 定義 事故の型とは、傷病を受ける元となった起因物が関係した現象をいう。
 2 分類方法 分類に当たっては、次の各号により適切なものを選択する。
 イ 起因となる物又は物質にどのように接触し又はばく露されたかを示すものを選択する。
 ロ 特掲事故（爆発、破裂、火災又は交通事故）、有害物等との接触、感電、故意の加害行為を最優先して選択し、その優先順は、故意の加害行為、爆発、破裂、汚染血液による事故、有害物等との接触、火災、交通事故の順とする。
 ハ 特に説明で指示されている場合のほか、2種以上の事故の型が競合する場合及び事故の型を決める判断に迷う場合には、次の順位により選択する。
 a 災害防止対策を考える場合での重要度による。
 b 発端となった現象による。
 c 分類番号の若い順による。

4 起因物別

大分類	中分類	説明等
動力機械	建設用等機械	<p>①トラクター系機械 作業装置部分が走行装置部分(台車)に対して旋回しない構造のもので、ブルドーザー、トラクターショベル等をいう。</p> <p>②ショベル系機械 作業装置部分が走行装置部分(台車)に対して旋回できる構造のもので、パワーショベル、バックホー、クラムシェル、ドラグライン等をいう。</p> <p>③くい打機及びくい抜機 移動式クレーンにくい打ち用及びくい抜き用アタッチメントを装置したものを含む。</p> <p>④その他 上記に分類されない締固め機械、せん孔機械、トンネル掘進機、コンクリート機械、舗装機械、道路維持除雪機械、ロッカーショベル等をいう。</p>
	動力クレーン等	クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、リフト、揚貨装置(船舶)、ゴンドラ、機械集材装置、運材索道、ホイスト、モーターブロック、ウィンチ、ベルトコンベア、ローラコンベア、チェーンコンベア、スクリューコンベア等をいう。
	その他の動力機械	<p>①原動機 電動機、発電器、蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関、水車等をいう。</p> <p>②動力伝導機構 回転軸、ベルト、ブーリ、歯車、クラッチ、変速機等をいう。</p> <p>③木材加工用機械 丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤、ルータ、木工スライス盤、ほぞ取り盤、木工旋盤、木工ボール盤、チェーンソー、角のみ盤、木工用サンダ、ベニヤ製造機械等をいう。</p> <p>④一般動力機械 旋盤、ボール盤、研削盤、パフ盤、プレス機械、シャー、鍛圧ハンマ、遠心機械、混合機、粉碎機、ロール機、紙加工機械、印刷製本機械、食品機械、農業用機械、射出成形機、スライサー、スリッタ、ポンプ、ブロワー、ファン、包装荷造機械等をいう。</p>
交通手段	乗用車	
	バス	
	鉄道車両	
	バイク	原動機付自転車及び自動二輪車をいう。
	自転車	
	トラック等	消防自動車、ごみ収集トラック、フォークリフト、トレーラ、ローリー、ミキサー車を含む。
	その他の交通手段	航空機、船舶を含む。
注射針等		

大分類	中分類	説明等
装 置 等	装 置 、 設 備	<p>①圧力容器 ボイラ、加熱器、蒸煮器、スチームアキュームレータ、圧縮空気タンク、酸素ボンベ、熔解アセチレン容器等をいう。</p> <p>②化学設備 圧力容器に該当しない反応器、蒸留塔、抽出器、分離器、貯蔵タンク等をいう。</p> <p>③熔接装置 ガス熔接装置、アーク熔接装置、その他の熔接装置をいう。</p> <p>④炉釜等 煮沸槽、煮釜、乾燥設備等を含む。</p> <p>⑤電気設備 引込線、屋内配線、移動電線等最終電気使用設備に至るまでの電線類、支持用の塔、柱等、変電器、コンデンサー、開閉器具、照明設備、ハンドランプ等をいう。</p> <p>⑥その他の装置、設備 冷凍設備、集じん装置、槽、ガストーブ等の什器等をいう。</p>
	人 力 機 械 工 具 等	<p>①人力クレーン等</p> <p>②人力運搬機 自転車、こね車、一輪車等をいう。</p> <p>③人力機械 手回しプレス、けとばしプレス、荷締機等をいう。</p> <p>④手工具 ハンマ、スパナ、レンチ、スコップ、つるはし、手のこ、とび口等をいう。</p> <p>⑤はしご等 作業面としてのはしご、脚立、踏台等を含む。</p> <p>⑥玉掛用具 玉掛用ロープ、チェーン等をいう。</p> <p>⑦その他 ロープ、万力、パレット等をいう。</p>
仮 設 物 、 建 築 物 、 構 築 物 等	仮設物、建築物、構築物等	<p>①足場</p> <p>②支保工</p> <p>③階段、棧橋</p> <p>④開口部 主として作業面としての分類である。</p> <p>⑤屋根、はり、もや、けた、合掌</p> <p>⑥作業床、歩み板</p> <p>⑦通路 主として作業面としての分類である。</p> <p>⑧建築物 木造、鉄骨造、鉄筋鉄骨コンクリート造、組積造等の建築物（建築中、解体中も含む。）、建造中の船舶等をいう。</p> <p>⑨構築物 えん堤、ずい道、橋梁、地下構築物、よう壁、タワー、サイロ、ピン、ピット、溝等をいう。</p>

大分類	中 分 類	説 明 等
物質等	危険物・有害物等	①爆発性の物等 ②引火性の物 ③可燃性のガス ④有害物 ⑤放射線
	材料	①金属材料 ②木材、竹材 ③石・砂・砂利 ④ガラス・陶磁器等
	荷	①荷姿のもの コンテナ、箱物、袋物、ドラム缶等特定の荷姿の物をいう。運搬のため束ねた物を含む。 ②機械装置 特定の荷姿の物を除き、据え付け等のため運搬中の機械装置等をいう。
	石綿	
環境等	地山・岩石	土砂崩壊、岩石の落下等によるものは除く。
	立木等	伐倒木を含む。
	水	海、川、池等の水をいう。
	異常環境等	潜函病、潜水病、高山病等異常気圧による障害をおこした環境、その他酸素欠乏危険環境、騒音環境等をいう。
	高温・低温環境等	高温又は低温の作業環境をいう。
	動物	犬嗜み等をいう。
	風雪	雪上での滑り事故等をいう。
	その他	上記に分類されない植物等をいう。
人間		
その他	その他の起因物	上記のいずれにも分類されない病原菌、細菌等をいう。
	起因物なし	過労による循環器系疾患、その他の疾患の発症はここに分類する。

(注)

- 1 定義 起因物とは、災害をもたらす元となった機械、装置、その他の物又は環境等をいう。
- 2 分類の方法 分類に当たっては、次の各号により適正なものを選択する。
 - イ 災害に当たっての主因であって、何らかの不安全な状態が存在するものを選択する。
 - ロ 災害の発生の主因が人のみにある場合には次の順により選択する。
 - a 操作又は取り扱いをした物（墜落等の場合は作業面）
 - b 加害物（災害をもたらした直接のもの、起因物と同一の場合が多いが異なることもある。）
 - c 起因物なし
 - ハ 特に説明で指示されている場合のほか、2種以上の起因物が競合している場合及び起因物を決める判断に迷う場合には、災害防止対策を考える立場からの重要度で決めるものとし、なお、判定しがたい場合には、分類番号の若い番号を優先する。
 - ニ 加害物が熔接装置の火災のように機械、装置等の通常運転時に発するもの及び被加工物のように機械、装置等の一部となって動くもの等の場合は、当該機械、装置等を選択する。
 - ホ 被災職員と相手方の両方が車両を利用しているときに発生した交通事故による被災の起因物は、過失割合の大きい側の利用していた車両とし、両者の過失割合及び負傷の程度がいずれも同じ場合は、相手方の利用していた車両とする。

5 災害発生場所別

大分類	中分類	説明等
勤務公署	本 庁	地方自治法第4条に規定する事務所（都道府県庁、市役所、特別区の区役所、町村役場、警察本部、消防本部及び各種行政委員会事務局等を含む。）
	出先機関・施設等	<p>①行政機関等 ア 地方自治法第155条に規定する支庁、地方事務所、支所、出張所 イ 同法第156条に規定する保健所、警察署、労政事務所、福祉事務所、婦人相談所、児童相談所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、繭検定所、計量検定所等の行政機関 ウ 東京事務所、農林事務所、土木事務所、教育事務所、消防署等の出先機関並びに指定都市の区役所等</p> <p>②保育所 児童福祉法第39条に規定する保育所</p> <p>③社会福祉施設 社会福祉法第2条第2項に規定する施設</p> <p>④病院 診療所（医療法第1条の5第2項に規定するもの）を含む。</p> <p>⑤その他の施設 地方自治法第244条に規定する公の施設で上記①から④を除く施設及び試験研究機関等（学校、集会施設、ごみ・し尿処理施設、職業訓練施設、公園施設、図書館、体育館、公営企業、農林水産試験場、衛生研究所等）</p>
道路	交差点	
	その他の道路	
自宅		
その他		